

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

①令和6年 / 月 24 日

厚生労働大臣 殿

カシヤカシヤトライデント
(ふりがな) カシヤカシヤトライデント ママダマダ

②届出者 氏 名 株式会社トライデント

代表取締役 山田 雄一

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13 - ユ - 309965
④氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)	カシヤカシヤトライデント 株式会社トライデント
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒107-0061 東京都港区北青山2-7-13 二丁目7番13号 トラヤカシヤ ママダマダ 〒107-0061 東京都港区北青山2-7-13 二丁目7番13号 トラヤカシヤ ママダマダ
⑥適用開始・変更予定日	令和6年 / 月 25 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表の通り
⑧備 考	担当 山田雄一 TEL 03-6317-1606 (代表取締役)

受理

- 6.1.24

東京労働局

手数料表

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13 - ユ - 309965

〒107-0061 東京都港区北青山2-7-13 ニュートンビル3F

事業所の名称及び所在地 株式会社トライデント